

# 静岡県営漁港内プレジャーボートの

## 停係泊等に係る漁港施設指定管理者

### 申請要項

#### 1 指定管理者制度の導入趣旨

平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設されました。この制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

当県においても、県営 5 漁港 6 地区におけるプレジャーボートの停係泊等に係る施設の管理について、この指定管理者制度の導入が有効と考え、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び静岡県漁港管理条例（昭和 32 年静岡県条例第 59 号。以下「条例」という。）第 23 条第 1 項の規定により、プレジャーボートの停係泊等に係る甲種漁港施設（以下「指定施設」という。）の管理を行う指定管理者を選定します。

#### 2 指定管理の概要

##### (1) 施設概要

静岡県が管理する 5 漁港 6 地区の漁港施設の内、プレジャーボートに係る施設。それぞれの漁港（地区）について、管理者を指定します。

整理番号	1	2	3	4	5	6
漁港等の名称	稲 取	静 浦	焼津(焼津)	焼津(小川)	網 代	妻 良
所在の市町	東伊豆町	沼津市	焼津市	焼津市	熱海市	南伊豆町
許可隻数	11	271	95	68	23	1

\*許可隻数は、平成 28 年 4 月 1 日現在の隻数

管理対象施設：条例別表第 3 右欄に掲げる甲種漁港施設

##### (2) 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日（5 年間）

##### (3) 指定管理者の選定方法

指定管理者は、公募によらず地元漁協の応募によるものとします。ただし、漁港を取り巻く事情やプレジャーボートの停係泊に係る施設の管理に詳しい学識経験者など外部

委員による評価委員会を設置して、地元漁協からの事業計画書等の書類の内容を多面的に評価することとし、県議会の議決を経て、指定管理者を指定します。

#### (4) 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理者と細目について協議し県との間で協定を締結します。

### 3 指定管理者が行う業務の範囲

各県営漁港における指定管理者の業務は、指定施設の管理を行うことですが、指定施設に空きスペースが生じた場合には、県知事の承認を受けて指定施設を利用するプレジャーボートの新規募集を行うことまで含みます。

なお、新規募集したプレジャーボートへの条例第 11 条第 1 項第 1 号の許可は、各漁港管理者（県）において行います。

指定施設の維持管理に関する業務（承認、許可、命令その他の処分に当たる行為に係るものを除く。）の具体的な業務の範囲は、次のとおりです。

#### (1) 更新(新規)許可申請書の仮受付及び現地確認等

- ・更新(新規)許可申請書様式の送付
- ・更新(新規)許可申請書の仮受付及び漁港管理者への送付
- ・申請書と船舶の現地確認
- ・船舶と台帳の定期確認

#### (2) 利用料金の徴収等（利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として収受する。）

- ・許可書及び納付書の送付
- ・納付済書等の送付
- ・料金納入台帳の整理（確認）
- ・未納者への督促及び滞納整理

#### (3) プレジャーボートの監視等

- ・指定施設の巡視及びプレジャーボートの監視
- ・停係泊の指導
- ・不許可船の指導
- ・異常、緊急時の連絡通報及び安全措置対応（舟艇自体の安全措置は所有者の自己管理）
- ・漁港及び漁場等での安全航行指導
- ・外来船（ビジター艇）のある漁港においては、外来船の指導

(4) 関係機関等との調整

- ・ 県、市町及び海上保安部等との調整
- ・ 利用調整会議の実施
- ・ 漁業者との調整、紛争解決等

(5) 指定施設の清掃

- ・ 水域施設の清掃
- ・ 陸域施設の清掃

(6) 指定施設の整備、補修等（原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の水産庁承認又は漁港施設用地等利用計画の水産庁承認後の対応）

- ・ 係船環の整備、補修
- ・ プレジャーボート保管区域明示線（白線等）、案内看板の設置、塗装、補修
- ・ タラップ等の整備、補修
- ・ 給水・給電施設の整備、補修（利用料金の中で可能な限り対応）
- ・ 照明・トイレ施設の整備、補修（利用料金の中で可能な限り対応）
- ・ その他設備の維持管理

(7) その他

指定管理者の持つノウハウを活用し、利用者ニーズに合ったサービスの提供

- ・ 利用者への漁場情報の提供及び利用調整
- ・ 利用者への海洋・気象情報の提供
- ・ その他利用者へのサービス向上につながる情報・技術等の提供

4 県が支払う委託料

県が支払う委託料はありません。すべて利用者からの利用料金によって、指定管理者としての業務を行っていただきます。

5 県への納入金

原則として県への納入金はありません。但し、各事業年度の終了後に提出していただく管理業務実績報告書に基づき、利用料金に著しい利益が生じたと認められた場合には、協定書で定める額を納付していただきます。

6 指定管理者募集に関する事項

(1) スケジュール

① 申請書類の配布

配布日時：平成28年9月15日(木)午前8時30分から午後5時15分まで

配布場所：「⑤問い合わせ先及び申請書類提出先」の県出先機関

②現地説明会 実施しません。

③申請に関する質問

受付期間：平成28年9月15日(木)から10月7日(金)まで

送付方法：郵送、ファックス又は電子メールのいずれかで、「⑤問い合わせ先及び申請書類提出先」まで受付期間内に送付してください(様式は自由)。

回答日：原則として速やかに回答します。

回答方法：質問者に、ファックス又は電子メールにて回答します。

④申請書類の受付

受付期間：平成28年10月3日(月)から10月7日(金)まで

提出方法：「⑤問い合わせ先及び申請書類提出先」のうち、県出先機関まで郵送又は持参にて提出してください。本庁では受付しません。なお、持参の場合は平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。郵送の場合は、10月7日(金)必着とします。

⑤問い合わせ先及び申請書類提出先(申請は県出先機関でのみ受付)

\* 県出先機関<漁港管理者>

(稲取)、(妻良) → 静岡県下田土木事務所 維持管理課 (電話 0558-24-2108)

〒415-0016 下田市中 531-1 (FAX 0558-24-2162)

電子メール：shimodo-kanri@pref.shizuoka.lg.jp

(静浦) → 静岡県沼津土木事務所 管理課 (電話 055-920-2209)

〒410-0055 沼津市高島本町 1-3 (FAX 055-926-5527)

電子メール：numado-kanri@pref.shizuoka.lg.jp

(焼津)、(小川) → 静岡県焼津漁港管理事務所 管理課 (電話 054-628-3126)

〒425-0021 焼津市中港 5丁目 19-1 (FAX 054-629-6217)

電子メール：yaizu-kanri@pref.shizuoka.lg.jp

(網代) → 静岡県熱海土木事務所 用地管理課 (電話 0557-82-9166)

〒413-0016 熱海市水口町 13-15 (FAX 0557-82-9110)

電子メール：atado-youchikanri@pref.shizuoka.lg.jp

\* 県本庁 → 静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課 港湾管理班  
(電話 054-221-3682) (FAX 054-221-2389)  
電子メール : kouwan\_kikaku@pref. shizuoka. lg. jp

⑥ 評価委員会

日程、場所については後日お知らせします。

⑦ 指定管理者の候補者選定及び選定結果の通知

平成 28 年 12 月下旬頃

指定管理者評価委員会での選定結果に基づき、知事が指定管理者の候補者を選定します。指定管理者の候補者の選定結果は、選定後速やかに各申請者にお知らせします。

⑧ 指定管理者の指定

12 月県議会の議決を経て指定を行います。

⑨ 指定管理者との協定の締結

平成 29 年 3 月中に協定を締結する予定です。

(2) 申請に関する事項

① 申請資格 地元の漁業協同組合とします。

② 申請手続

申請時には、次の書類を提出してください。提出部数は原本 1 部、副本 2 部です。  
なお、申請に際して必要となる費用は全て申請者の負担とします。

ア 申請書 (様式第 1 号)

イ 事業計画書 (様式第 2 号)

ウ 申請する漁業協同組合等に関する書類

- ・ 定款、規約その他これらに類する書類
- ・ 法人の登記事項証明書
- ・ プレジャーボート保管施設又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類
- ・ 団体の組織、沿革、その他事業の概要を記載した書類
- ・ 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類 (直近 3 年分)
- ・ 県税納税証明書 (直近 3 年分)
- ・ 役員名簿及び履歴書

### ③留意事項

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

ア 複数の事業計画書を提出した場合

イ 申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は指定管理者評価委員会委員に個別に接触した場合

ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合

エ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合

オ その他不正な行為があったと県が認めた場合

### ④申請書類の取扱い

ア 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、県は、必要と認める場合、選定された申請者の申請書類の一部又は全部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権等

申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

## (3) 審査及び選定に関する事項

### ①審査方法

評価委員会が、申請書類の内容を審査します。

評価委員会は、承認した申請者を知事へ報告し、知事は報告に基づいて指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て指定管理者を指定します。

### ②評価委員会

評価委員会は、学識経験者、専門家、一般県民などの委員で構成します。

### ③審査項目

審査項目は、次のとおりです。利用者サービスの向上等、指定管理者制度を導入することの効果等について、事業計画書の審査などにより、評価委員会が第三者の立場から評価します。

なお、審査内容で足りない点があった場合等には、どのような点を改善すべきかを、評価委員会の意見としてまとめ報告します。

ア 本事業の実施に対する基本的な考え方

- ・ 本事業に対する基本方針
- ・ 本事業参加の意欲
- ・ 本事業における事業特性及び課題の認識

イ 本事業の実施体制についての考え方

- ・ 実施体制の内容
- ・ 企画運営、施設維持の技術に係る執行体制
- ・ 事業の継続性、安定性についての考え方
- ・ 維持管理、緊急時の対応
- ・ 職員の能力育成

ウ 本事業の目的達成についての考え方

- ・ 料金設定・サービスの向上
- ・ 効果的、効率的な管理運営

エ 施設の特特殊性への対応

- ・ 海面利用における漁業者との円滑な利用調整の体制
- ・ 気象、海洋に関する情報の利用者への提供

(4) 協定に関する事項

協定の内容は、次のとおりを予定しています。

①指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで（5 年間）

②利用許可に関する事項

プレジャーボートへの条例第 11 条第 1 項第 1 号の許可及び許可の取り消しについては、従来どおり漁港管理者（県）が実施しますので、指定管理者には許可証票の交付などの連絡調整作業を実施していただきます。

③収益事業の範囲に関する事項

漁港内での収益事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の水産庁承認又は漁港施設用地等利用計画の水産庁承認があった場合にのみ認めることとします。なお、給油や給水などの事業を運営する上で必要かつ施設の設置が不要なものについては、当初より承認することとします。

#### ④利用料金に関する事項

条例に定める額（2,880 円／m・月）の範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定めることができます。

また、県知事の承認を得たときは、指定管理者はすみやかに利用者に対して、その旨及び当該利用料金の額を通知し、さらに組合掲示板への掲載などを行い、公表しなければなりません。

なお、利用料金は、指定管理者が直接収入として収受することができます。

#### ⑤利用料金の減免に関する事項

ア 指定管理者は、静岡県漁港管理条例第 23 条の 4 第 5 項に該当するときは、利用料金の減免をすることができます。別に定める「指定管理者が行う利用料金の減免等に関する基準」を参照してください。

イ 減免額相当分の補填

減免額相当分は県から補填しませんので、事業計画書（収支計画）作成にあたっては御注意ください。

#### ⑥利用料金の還付及び分納に関する事項

ア 指定管理者は、年度途中において、利用者が船の買い換えを実施した結果、艇長が短くなったり、利用の終了をした場合に、実際に変更のあった翌月分以降の分について、還付することとします。別に定める「指定管理者が行う利用料金の減免等に関する基準」を参照してください。

イ 分納については、別に定める「指定管理者が行う利用料金の減免等に関する基準」と同様な場合に限り認めることとしますが、具体的な対応については、利用者と調整の上、漁港管理者に相談し決定してください。

#### ⑦個人情報の保護に関する事項

指定管理者は、管理運営上知り得た個人情報を適切に保護する必要があります。

#### ⑧指定の取り消し等に関する事項

知事は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者が知事の指示に従わないときや当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

#### ⑨業務区分、リスク管理に関する事項



県と指定管理者の業務区分は、別に定める「県及び指定管理者の業務区分表」によります。事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、原則、指定管理者によるものとします。ただし、施設の瑕疵の場合は、原因の程度に応じ県によるものとします。

なお、指定管理者は、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに県に報告しなければならないものとします。

#### ⑩事業報告に関する事項

「静岡県営漁港内プレジャーボートの停係泊等に係る施設管理の事業報告等の基準」を参照してください。

### 7 業務の基準

#### (1) 管理運営方針

「静岡県営漁港内プレジャーボートの停係泊等に係る施設の管理運営業務の基準」に定める目的、戦略項目、戦術に基づく管理運営を行っていただきます。

#### (2) 事業計画に定める経営努力目標の扱い

事業計画に定める経営努力目標の扱いは、次のとおりです。

##### ①アンケート調査の利用者満足度

- ・指定管理者は、目標数値以上の利用者満足度があるように努めなければなりません。
- ・アンケート調査は、毎年度県が実施し、この結果は、事業評価の評価項目のひとつとなります。

##### ②効果的、効率的な管理運営

- ・管理運営費の削減は指定管理者のメリットとなるため、そのやり方は指定管理者の裁量に任せることとし、マネジメントコスト比率の目標数値達成は、指定管理者に義務付けないこととします。

#### (3) 事業報告等の基準

##### ①年度計画書の提出

下記の書類を、前年度の2月末までに漁港管理者へ提出してください。

- ア 管理運営業務実施計画書
- イ 管理運営業務収支予算書
- ウ 利用料金承認申請書
- エ その他知事が必要と認める書類

## ②月次報告書の提出

毎月 10 日までに、下記の書類を漁港管理者へ提出してください。

- ア プレジャーボート月次報告書
- イ その他知事が必要と認める書類

## ③事業報告書の提出

毎年度終了後 30 日以内に、下記の事項を記載した事業報告書を漁港管理者へ提出してください。

- ア 管理運営業務実績報告書
- イ 管理運営業務収支決算書
- ウ 指定施設の利用状況報告書
- エ その他知事が必要と認める書類

## ④その他報告書の提出

事故等が発生した場合は、すみやかに事故等発生報告書を漁港管理者へ報告していただきます。その他必要に応じて、漁港管理者から利用状況等についての報告書の提出を求めることもあります。

## ⑤報告書の内容の調査

上記①から④までにより提出された報告書の内容については、必要に応じて漁港管理者が実地に調査し、又は必要書類の提出を求めて調査することがあります。

## 8 事業の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の委託

個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ業務委託することは差し支えありませんが、管理運営に係る業務を一括して第三者へ委託することはできません。なお、指定管理者から第三者へ業務委託する場合には、事前に事業計画書に記載してください。

### (2) 法令等の遵守

管理運営業務を行うに当たっては、次に例示する法令等その他県営漁港における指定施設の管理運営を行う上で必要な法令等を遵守していただきます。

- ・ 漁港漁場整備法、同法施行令、同法施行規則
- ・ 地方自治法
- ・ 静岡県漁港管理条例、静岡県漁港管理規則、その他の県諸規程
- ・ その他、船舶安全法など小型船舶にかかる諸法令

### (3) 事業評価

県は、事業報告書等に基づき事業評価を行い公表します。

なお、「業務の基準」を満たしていないと判断した場合は、指定管理者に対して業務改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、県は指定期間中でもその指定を取消することができます。

## 9 事業の継続が困難となった場合における措置

### (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者が指定施設の管理運営を継続できないと判断した場合は、その指定を取り消すことができます。この場合、指定管理者は、協定書で定める違約金を県に支払うほか、県に生じた損害を賠償するものとします。

### (2) 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等による場合は、事業の継続について県と指定管理者の間で協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、県はその指定を取り消すことができます。

## 10 業務の引継ぎについて

指定期間が終了したとき又は指定が取り消されたときは、指定施設を指定期間開始時の状態に復して次期指定管理者又は県に引継いでいただきます。ただし、指定管理者が新たに追加設置した設備等は、原状回復せずに所定の手続きをとり、次期指定管理者又は県に引継いでいただきます。なお、引継ぎ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎを行っていただくとともに、必要なデータ等について提供していただきます。

### (注)

- 1 本申請要項中の「指定施設」とは、条例第 22 条第 1 項に定めるものをいう。
- 2 本申請要項中の「利用料金」とは、条例第 23 条の 4 に定める利用料金をいう。
- 3 本申請要項中の「行為の許可」とは、条例第 11 条第 1 項第 1 号の規定により行う許可をいう。